

松江星の会規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会は、松江星の会（以下「星の会」という。）といたします。

(目 的)

第2条 素晴らしい星空との出会いや天体の観察を通して、会員の親睦をはかることを目的とします。

(活動の種類)

第3条 星の会は、第2条の目的を達成するために、次の活動を行います。

- (1) 会員による星空の観察会。
- (2) 地域で星を観る会の開催や協力。
- (3) 同じ目的を持つ他の団体との交流。
- (4) その他、第2条の目的を達成するために必要な活動。

第2章 組 織

(会員種別)

第4条 星の会の会員は、次のとおりとします。

- (1) 正会員
- (2) 準会員（総会での議決権はありませんが、他については正会員と同じです。）

(入 会)

第5条 星の会の目的に賛同できる者は誰でも入会できます。

(入会金及び会費)

第6条 会員は、次に定める入会金及び会費を納入しなければなりません。

- | | | | |
|---------|-----|-------|---------|
| (1) 正会員 | 入会金 | 入会時のみ | 1,000 円 |
| | 年会費 | 社会人 | 2,400 円 |
| | | 大学生以下 | 1,200 円 |
| (2) 準会員 | 入会金 | 入会時のみ | 1,000 円 |
| | 年会費 | | 600 円 |

(会員の資格喪失)

第7条 会員が次のいずれかに該当する場合は、その資格を喪失します。

- (1) 退会したとき。
- (2) 継続して3年以上会費を滞納したとき。

(退 会)

第8条 会員は、退会届を会長に提出して、いつでも退会することができます。

第3章 役員

(役員の種類別)

第9条 星の会に次の役員をおきます。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 会計 1名

(役員を選任)

第10条 役員は、総会で選びます。

(役員職務)

第11条 会長は、星の会を代表し、業務を総理します。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があったとき、または会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行します。
- 3 会計は、会計事務を処理します。

(役員任期)

第12条 役員任期は2年とします。ただし、再任を妨げません。

- 2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とします。

第3章 会議

(総会)

第13条 総会は星の会の最高議決機関です。

(総会の種類別)

第14条 総会は、会長が召集します。

- (1) 年1回の定期総会。
- (2) 会長が必要と認めた臨時総会。

(役員会)

第15条 必要な時、役員は役員会を開くことができます。

(例会)

第16条 例会を定期的に行います。

第4章 会計

(会計方法)

第17条 星の会の費用は、会費や寄附金などの収入金で充てます。

(事業年度)

第18条 星の会の事業年度は、毎年、4月1日に始まり翌年3月31日に終わります。

第5章 事務局

(設置等)

第19条 星の会の事務を処理するために、事務局を設置します。

2 事務局は、会員の中から会長が選ばれます。

第6章 補 足

第20条 この規約に定めるもの以外に必要なことは例会で定め、総会に報告します。

附 則

1 この規約は、2009年(平成21年)9月26日から施行します。

2 2009年(平成21年)度の会費は、次に掲げる額とします。

(1) 正会員	入会金	入会時のみ	1,000円
	年会費	社会人	1,200円
		大学生以下	600円

(2) 準会員	入会金	入会時のみ	1,000円
	年会費		300円

3 松江天文同好会設立25周年記念総会でこの規約に基づいて選出した役員の任期は、2011年(平成23年)3月31日までとします。

4 星の会は松江天文同好会の名称変更により設立するものです。したがって、星の会と松江天文同好会は同一の組織であり、これまでの松江天文同好会の一切の活動の歴史は星の会に引き継がれます。

松江星の会規約の運用方針

2009年（平成21年）9月26日 制定

（第5条、第6条関係）

1. 入会時の届け出事項は次の通りとします。（「松江星の会入会届」を参照のこと）

※必須記入事項

- | | |
|-----------------|----------------------------|
| ①入会日 ※ | ・会員に公開します |
| ②会員種別 ※ | ・会員に公開します |
| ③氏名（ふりがな、英語表記）※ | ・会員に公開します |
| ④性別 | ・会員に公開の可否（記入ありの場合） |
| ⑤住所（郵便番号）※ | ・会員に公開の可否 |
| ⑥連絡用電話 | ・会員に公開の可否（記入ありの場合） |
| ⑦連絡用携帯電話 | ・会員に公開の可否（記入ありの場合） |
| ⑧メールアドレス（パソコン用） | ・ML登録の可否、会員に公開の可否（記入ありの場合） |
| ⑨メールアドレス（携帯電話用） | ・ML登録の可否、会員に公開の可否（記入ありの場合） |

2. 入会金は入会時に、年会費は前年度3月末までに支払うものとします。支払い方法は現金で事務局または会計へ、もしくは郵便振込（郵便振込料金は利用者負担）とします。（※郵便振込の口座は10月中にホームページに掲載します。）

なお、すでに納入済みの会費は原則返金しません。

3. 入会時に「折りたたみ式星の地図」を1部配布します。これは、みんなで星を見に行ったとき、共通した星図で星空を見上げることができたら良いと考えたためです。

4. 会の名称を松江天文同好会から松江星の会に変更したこと、また、これまでは年会費を徴収していないこともあり、従来のもともあためて入会金を徴収します。なお、従来のもともあても今後6ヶ月以内に入会金を納入しない者は、会員の資格を喪失するものとします。

5. 現金での入会金・会費の領収書には、従来のも「松江天文同好会」の印鑑を使用しますのでご承知ください。なお、郵便振込みの場合は領収書を発行しませんのでご了承ください。

（附則第4項関係）

6. 「松江天文同好会」は「松江星の会」に名称変更しますが、当分の間は「松江天文同好会」の名称も使うことができます。その場合は、「松江星の会（松江天文同好会）」というように、同一組織であることをわかるように書きます。
7. 英語表記は、従来のままの「Matsue Astronomy Club」です。略称は「MAC」です。なお、他の団体の標記との混乱を避けるため、「☆MAC」で標記でも良いです。

松江星の会ホームページの運用方針

2009年（平成21年）9月26日 制定

1. 星の会及び会員の活動を紹介するホームページです。
2. ホームページの愛称を「松江星の会ホームページ星月夜（HOSHIZUKUYO）」とします。
3. ホームページの管理者は金津和義さんです。
4. 記事を投稿する場合は、記事をテキスト文書で、画像は1枚およそ300KB以下のサイズで管理者宛にメールで送信してください。
5. 記事の内容によっては、ホームページに掲載しない場合があります。また、希望の日時までに掲載できない場合もあります。
6. 運用は管理者の権限ですが、疑義が生じた場合は役員会で協議します。

松江星の会メーリングリスト（ML）の運用方針

2009年（平成21年）9月26日 制定

1. 星の会の活動の連絡や情報共有のためのMLです。
2. ホームページの愛称を「松江星の会メーリングリストMACNET（マックネット）」とします。
3. メーリングリストが利用できる者は、会員（正会員・準会員）に限ります。ただし、星の会発足時に従来MLに登録している者は、星の会の会員でなくても利用することができます。
4. MLの管理者は金津和義さんです。
5. 記事の投稿の量は携帯電話の利用者もいることに配慮してください。また、画像の利用についても、画像の大きさに配慮をお願いします。
6. 職場のメールアドレスを利用されている方は、職場利用でのトラブルを避けるように考慮してください。星の会では、この点は関知しません。
7. ML内での発言で行事計画や報告などについては、ML登録者からML登録者以外の者に伝えられても構いません。
8. ただし、発言者の考えや心情などについては、ML登録者以外の者への他言は避けてください。つまり、通常の信書（手紙や葉書など）の取り扱いと同じということです。MLでの発言はコピーや転送が簡単なこともあり、特に注意が必要です。
9. これは、星の会の中で意見や提案を自由に発言・討論できるようにしていくための大切なルールです。
10. 運用は管理者の権限ですが、疑義が生じた場合は役員会で協議します。